

命じたり、法律の条文改正（フランス共和国憲法第37条）、政府の命令（第38条）や政府提出の法律案（第39条）のそれぞれに意見を徴する参事院が、中立なのか、E N A（国立行政学院）卒の「右派の牙城」（マルシェ）なのかは別として、新スポーツ法案の審議過程では一つの主要な役割を果たした。

新スポーツ法採択によって、予想されることは、①1901年結社法改正による全国的統括団体の認知対象の複数化、②指導員の資格、養成、保障のための大巾な門戸開放と財政的裏付け、③教育制度改革とも連動した大学スポーツの積極的な関与、④1992年フランスオリンピック開催・準備にむけてのC N O S F と F S G T の共同の促進などであるが、他方でC N A P S の「スポーツ分野における人民権力」（伊藤）的な性格、権能は、ややあるいは大きく後退する公算が高いことであろう。

②スポーツと純文学・評論の動向紹介と分析

さいきん気付いたことであるが、スポーツが純文学や評論のジャンルでとりあげられることが多い。われわれは先行する作品として、藤森成吉「ある体操教師の死」、田中英光『オリンポスの果実』や阿部知二「日独対抗競技」を共有し、近くでは、1979（昭和54）年の『スポーツ小説名作選』、『野球戯評』、『スポーツ、わが小王国』を一つのピークとする動向を知っている。登山や野球はぼう大であると思われるので省略。さて、今年（1984）の4月に入って目にとまったものを羅列すると、干刈あがた「ゆっくり東京女子マラソン」『海燕』（1984.5）や村山知義「スポーツ委員会」『戦旗』「ナップ」作家集団Ⅱ』（1984.5）があり、評論として、佐伯聰夫「スポーツにみる『女性の時代』」『エコノミスト』（1984.4.17）、松本健一「『努力』型から『趣味』型へ スポーツの世相史」他『正論』（1984.5）が発表され、直後に「ファイブ・リング・サーカス」『朝日ジャーナル』（1984.6.1）と『ファイブリングサーカス』（柘植書房、1984）が発行された。

(2)伊藤高弘報告

1984年6月12日の時事問題検討会では、下記の二つの事柄をとりあげた。第一は、ここ数年フォローしてきたフランス新スポーツ法が4月12日に下院を通過したこと。第二は、4月から6月にかけて、純文学・評論の分野でスポーツが相次いでとりあげられたこともあって、性質の異なる二つの報告を行なった。なお、前者については、1985年1月22日に、早川武彦が研究報告を行なったのでその詳細と6月から1月までの7ヶ月間の推移については、別掲報告を参照されたい。

①フランス新スポーツ法案（「体育・スポーツ活動の組織化と推進に関する法」案）について

上記の法案の採択に至る経過については、すでに拙稿「フランスのスポーツ事情『年報'84』（P.30）で簡単にふれているし、法案そのものの内容・解説は辻田 宏「フランスの新『体育・スポーツ振興法』の成立とその背景」『体育科教育』1985.4参照。

そのご政権与党（社・共）内部において国有化産業労働者の解雇や、石炭・鉄鋼など斜陽化した企業の大規模な整理（これらはC G T—フランス労働総同盟一の拠点）をめぐる対立・亀裂が深まり、のちに共産党は閣僚を引きあげた。一方、スポーツ分野の保守勢力からのまき返しもあり法案採択が憂慮されたが最終的には通過したことは前述の通り。この過程で浮彫にされたのが、「最高行政裁判所としての権限を持つ中立的な国家機関—参事院（conseil d'Etat）」（『毎日』'84.4.24）の構成と権能であった。選挙のやり直しを

風俗としてのスポーツは世相を反映する。と同時に世相を変化させていく主要な一因ともなっている（スポーツおよび余暇関連産業は、四兆円をこえる巨大な市場を形成、操作し、その巨額の購売力によって産業構造の転換に関する重要な役割を果たす）。

風俗としてのスポーツは、また時代の道徳と国民意識をさし示す一つの指標でもある（戸坂 潤「風俗の考察」『科学的精神の探求』参照）。

紙幅の関係で、前掲の出版動向に関する分析についてのべることができないのが残念である。ともかく重要な問題は、前掲の作品群は「スポーツと社会」という対象を構造的、歴史的、現実的に的確に把握しての作品であるか、どうかということである。この点に関して真田是（なおし）「生活における疎外と退廃の現代的様相」（『科学と思想』1984. 4）は、社会病理学と大衆社会論の方法批判を行ない「文化については取りこまれているが、階級関係のベースと社会と国家は欠いているか、弱いものが通例であった」とのべた。とすると問題は、純文学、評論の基底認識のリアリティの有無をこえて、トータリティの回復こそ時事問題研究の焦点でなければならず、方法として確立されなければならないだろう。なぜならば、現代スポーツをめぐる諸問題は、おしなべて社会問題だからである。（文責 伊藤高弘）